

平成26年3月18日判決言渡し・同日判決原本領収 裁判所書記官
平成25年(ネ)第5619号不動産所有権移転登記抹消登記等請求控訴事件(原審
・東京地方裁判所平成23年(ワ)第20945号)
口頭弁論終結の日 平成25年12月5日

判 決

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

永 井 浩 一 郎

被 控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

荒 井 哲 朗

同

浅 井 淳 子

同

太 田 賢 志

同

佐 藤 顯 子

同

五 反 章 裕

同

見 次 友 浩

主 文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、被控訴人(1審原告)が[A] (以下[A]という。)に対し
て損害賠償請求権を有していたところ、[A]が、平成23年3月10日に妻で

あった控訴人（1審被告。以下、両名を「控訴人ら」という。）と離婚の届出をした（以下「本件離婚」という。）上、同月18日、控訴人に対し、自宅である原判決別紙物件目録記載の土地及び建物（以下「本件不動産」という。）について、同月10日付け財産分与（以下「本件財産分与」という。）を原因とする所有権移転登記（以下「本件登記」という。）を経由したことから、被控訴人が、控訴人に対し、主位的に、本件財産分与は通謀虚偽表示により無効であると主張し、Aに代位して本件登記の抹消登記手続を求めると共に、予備的に、本件財産分与は不相当に過大で詐害行為に当たると主張し、詐害行為取消権に基づきこれを取り消した上で、本件登記の抹消登記手続を求める事案である。

原審は、被控訴人の主位的請求を認容した。

そこで、控訴人がこれを不服として控訴した。

2 前提となる事実

原判決の「第2 事案の概要」1（2頁19行目から4頁1行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、3頁26行目の「得た」の次に「。上記判決は、控訴が棄却され、その後、確定した」を加える。

3 争点及び当事者の主張

次のとおり当審における補充主張を付加するほか、原判決の「第2 事案の概要」2（4頁2行目から7頁17行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。

（当審における補充主張）

（1）控訴人

本件離婚及び本件財産分与は、真意に基づくものであり、通謀虚偽表示ではない。この点について、控訴人の本件離婚後の行動等は、次のとおりである。

ア 本件離婚の翌日である平成23年3月11日、東日本大震災が発生し、

福島第一原発で放射能漏れ事故が起こったため、Aは、控訴人に対し、長女と二女を連れて共に国外に避難するよう求めた。控訴人は、離婚した直後のAと行動する必要はなかったが、前例のない異常事態に躊躇する暇がないまま、一緒に行動することになった。控訴人は、同月16日、JTB成城支店でシカゴ行きの航空券を4名分購入した（乙45）。当初は4名とも同じ帰国便を予定していたが、長女と二女は安全を期してシアトルに残したため、控訴人及びAと、長女及び二女とで帰国便が異なることになった。

なお、控訴人が、本件離婚後はAと連絡を取っていないと主張したのは、原審の前訴訟代理人から、行動を共にしたことが判明すると誤解を招くと助言を受けたからにすぎない。

イ 控訴人、長女及び二女は、平成23年8月にも、二女のスケート練習のためにシカゴに行ったが、3人のみでホテルに宿泊した。Aは、その頃、仕事のためにシカゴに行っていたと思われるが、控訴人は、Aには会つておらず、Aがシカゴに行っていたことも、どこで何をしていたのかも知らなかった。

ウ 控訴人は、離婚の際にAに対し、2人の子の親権と本件不動産のみを要求しており、交渉の記録を細かく付けていなくても不自然ではない。強制執行を免れるために本件離婚や本件財産分与を行うのであれば、Aが訴訟を提起されたり、警察の捜索差押えを受けたりした直後に行うものであり、それが平成23年3月10日までずれ込んだのは真意に基づくからである。

(2) 被控訴人

控訴人は、平成23年3月18日にAと一緒に渡米した理由について、原審の人証調べ前には、本件離婚後にはAと連絡を取っていないと主張していたにもかかわらず、原審の本人尋問では、娘が留学で世話になる予定が

変わったため、その話をするために A が同行する必要があったと供述し、また、原審の最終準備書面では、A の離婚前からの希望であったと主張したが、当審の控訴理由では、東日本大震災という異常事態のためであると主張している。控訴人の主張は、その都度著しく変遷しており、上記のように嘘を重ね、不合理的な説明しかできないのは、本件離婚及び本件財産分与が真実の意思に基づいていないためである。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人の控訴人に対する主位的請求を認容すべきものと判断する。その理由は、次のとおり付加訂正するほか、原判決の「第3 当裁判所の判断」1（7頁19行目から17頁1行目まで）において説示するとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決の付加訂正

ア 9頁20行目冒頭から22行目末尾までを削り、23行目の「ク」を「キ」に改め、23行目末尾に改行の上「ク 控訴人は、平成23年3月16日、株式会社JTBトラベランド成城店において、本件離婚前に予約していた控訴人らと子2名のアメリカ行き航空券4枚（同月18日出発）を購入した（甲32ないし35、乙45、控訴人本人）。」に改め、26行目の「同日」を「同月18日」に改め、10頁14行目末尾に「（控訴人は、平成23年8月にアメリカに行った際はAに会っていないと主張し、その供述にはこれに沿う部分があるが、同月のほぼ同じ時期に控訴人及び子2名とAがアメリカに行っており、同年3月には控訴人とAが同一の航空機で渡米し帰国しており、また、後記（前記引用に係る原判決第3の1(2)）のとおり、控訴人の供述は不自然な内容であったり変遷したりしていて総じて信用性に乏しいから、控訴人の上記主張は、採用することができない。）」を加える。

イ 12頁11行目の「約3か月前に予約した」を「本件離婚前に予約し

ていた同一の」に改める。

ウ 12頁22行目の「3か月後に」を「本件離婚前に」に改める。

エ 16頁22行目の「[A]が」から23行目末尾までを「他方で、[A]は、投資案件で被害を受けた多数の顧客（被控訴人を含む。）に対し、1人当たり数百万円から数千万円の損害賠償債務を負担しており、その合計額は少なくとも6600万円を超えており（甲15, 29, 41, 42, 乙12ないし15）。控訴人が主張する上記の資産のうち、東京プリンシパルに対する貸付金6151万9061円は、仮に実態のあるものであったとしても、同社が顧客に多額の損害賠償債務を負つていて（甲10, 11, 15, 29, 41, 42），返済を受けることができる状況はない。また、フランスの銀行ソシエテジェネラルが運用するファンド6965万6970円は、債券の価格がほぼ零となって、現在フランスで同銀行に対する損害賠償請求訴訟が係属中（乙17, 28）であり、この損害賠償請求が認容されるかどうかや同銀行が和解金を支払う内容の[A]が成立するかどうかは不透明である。さらに、美術品については、[A]が今でも保有しているか不明であり、換価可能性やその交換価値を示す客観的な証拠もない（乙3ないし5参照）。以上の諸点のほか、[A]は、現時点においても、複数の顧客らに対する損害賠償債務を弁済していないことも考慮すると、控訴人指摘の各証拠は、[A]が無資力であるとの認定を左右するものではない。」に改める。

(2) 当審における控訴人の補充主張について

控訴人は、平成23年3月18日、控訴人らと2人の娘が同じ航空機で渡米したのは、福島第一原発の放射能漏れから2人の娘を守るために、異常事態の中でやむなく行った正当な理由があること、同年8月にシカゴを訪ねた際は、たまたま[A]も同時期にシカゴに滞在していただけであること、本件離婚や本件財産分与が、[A]が訴訟を提起されたり、警察の捜索差押えを受け

た直後に行われなかつたこと等を主張し、本件離婚及び本件財産分与は通謀虚偽表示ではないという。

しかし、平成23年3月10日に行われた本件離婚及び本件財産分与が、真意に基づかない通謀虚偽表示であると認められることは、原判決の理由説示のとおりである。加えて、証拠（甲8、36の1、2、乙6、19）によれば、①本件離婚及び本件財産分与が行われた約1か月前である同年2月8日に、被控訴人が[A]、[]に対して提起した損害賠償請求訴訟で人証調べが実施され、間もなく判決が言い渡される段階が近付いていたため、控訴人らにおいて、被控訴人との関係で自宅（本件不動産）の差押えを懸念する状況が存在したこと、②[A]は、本件離婚及び本件財産分与の約1年後である平成24年3月6日、控訴人及び娘2人が居住する本件不動産で逮捕され、連行される場面をテレビのニュースで報道されており、[A]が本件不動産で生活していたことが認められる。こうした事情のほか、③控訴人らは、本件離婚前に家族そろってアメリカ旅行に行くための航空券を予約し、本件離婚直後に予定どおりアメリカに家族旅行に行ったことは不自然の感を免れず、控訴人は、[A]は父親としてふさわしくないと思い離婚を申し出、その後は、[A]に対する恐怖心で緊張とストレスの毎日だったというが（乙2）、そうなら本件離婚直後に[A]と一緒にアメリカ旅行に行ったことはなおさら不自然であること、④控訴人の上記の主張では、控訴人らが平成23年3月18日に同一の航空機で渡米した理由が当審で再び変遷している上（控訴人は、原審において、同年2月末には航空券を予約したと供述し、乙29の陳述書では[A]も本件離婚前から一緒にアメリカに行くと言っていたと述べていた。）、原発の放射能漏れという失念するはずのない事情が存在したにもかかわらず、それが控訴審で初めて主張された経緯をみると、控訴人がその時々で場当たり的に主張や供述を行っているといわざるを得ず、その信用性が高いとは評価できないこと、⑤

本件財産分与当時、本件不動産は、住宅ローンの残債務が7000万円以上あり、この住宅ローンに係る保証会社の抵当権が設定されていたが、控訴人は、本件財産分与に当たり、住宅ローンの今後の負担者や返済方法につき、離婚を前提として[A]と協議した形跡がないことも考えると、控訴人の上記主張を斟酌したとしても、本件離婚及び本件財産分与が、控訴人らの真意を欠く虚偽表示であるとの認定は左右されないというべきである。

2 以上によれば、被控訴人の主位的請求を認容した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとする。
よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官 菊 池 洋 一

裁判官 齋 木 利 夫

裁判官 濱 口 浩

これは正本である。

平成 26 年 3 月 18 日

東京高等裁判所第 7 民事部

裁判所書記官 吉 岡 真